

指定調査機関について

1 指定調査機関制度

(1) 指定調査機関制度の趣旨

土壌汚染の調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されることから、調査結果の信頼性を確保するため、調査を行う者に一定の技術的能力が求められる。

したがって、調査を的確に実施することができる者を環境大臣が指定し、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査を行う者は、当該指定を受けた者(指定調査機関)のみに限るとともに、この指定調査機関について環境大臣が必要な監督等を行うこととしている。

(2) 指定調査機関の役割

指定調査機関とは、土壌汚染対策法の規定に基づいて土壌汚染状況調査を実施する義務が生じた土地の所有者等からの委託等により、当該調査を実施する機関である。

(3) 指定調査機関の指定基準

土壌汚染状況調査等を公正に行うため、指定調査機関の指定は、当該調査を行うに足りる経理的基礎を保有していることや、技術管理者の設置の他、土壌汚染対策法に規定する処分を受けていない、又は受けてから2年間を経過している等の基準を設けている。

2 法改正における指定調査機関の信頼性の向上のための方策

- ・ 指定調査機関の指定を5年更新制とする。
- ・ 技術管理者試験に合格した者を設置しなければならない。
- ・ 技術管理者を5年更新制とし、講習を受けることを更新の条件とする。